

埼 玉 県

障害福祉研修
人材育成ガイドブック
(第2版)



平成29年12月
埼玉県自立支援協議会

目 次

はじめに（このガイドブックの目的）	．．．．． P.	3
階層別（実務経験年数）で想定される研修	．．．．． P.	4
第1章 障害福祉サービスの現状		
1 障害福祉の現状	．．．．． P.	5
(1) 埼玉県障害者数		
(2) サービス利用者数の動向		
2 法に基づくサービス	．．．．． P.	8
(1) 指定障害福祉サービス		
(2) 児童福祉法の指定通所支援と指定入所支援について		
(3) 指定相談支援		
(4) 地域生活支援事業		
3 法定外のサービス	．．．．． P.	16
4 サービスの提供状況	．．．．． P.	17
(1) 埼玉県内のサービス提供事業所（施設）設置状況		
(2) グループホーム等の設置状況		
(3) 居宅介護事業所・放課後等デイサービス・相談支援等の設置状況		
5 サービスの利用状況	．．．．． P.	18
(1) 障害福祉サービスの利用状況（埼玉県障害者支援計画から）		
(2) 障害福祉サービスの見込量（埼玉県障害者支援計画から）		
第2章 研修の体系		
1 障害福祉の専門職に求められる資質	．．．．． P.	20
(1) 基本的に求められる3つの資質（能力）		
2 権利擁護と虐待防止	．．．．． P.	21
(1) 障害者の権利擁護		
(2) 障害者虐待の現状		
(3) 虐待防止に向けた県の取組		
(4) 障害福祉の専門職に求められること		
第3章 障害福祉サービスと資格		
1 国家資格と障害福祉サービス専門職の関係	．．．．． P.	25
(1) 法に基づくサービス専門職		
(2) 国家資格とサービス専門職の関係		

2	障害者総合支援法に関連する研修と専門職との関係	P. 28
3	専門職の連携	P. 31
4	サービス種別（事業所別）で必要とされる研修	P. 34

第4章 障害福祉に係る研修

1	障害者総合支援法に関連する研修	P. 36
(1)	相談支援従事者初任者研修	
(2)	相談支援従事者現任研修	
(3)	相談支援従事者専門コース別研修	
(4)	サービス管理責任者等研修Ⅰ	
(5)	サービス管理責任者等研修Ⅱ	
(6)	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	
(7)	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	
(8)	重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修	
(9)	障害者虐待防止・権利擁護研修	
(10)	区分認定（調査員）研修・審査会委員研修	
2	その他の研修（参考）	P. 60
(1)	発達障害児に係る医療・療育の専門職の人材育成現場研修	
(2)	発達障害児療育実践者養成研修	
(3)	SST・ペアレント・トレーニング実践者育成研修	
(4)	ペアレント・トレーニング指導者育成研修	
(5)	「発達障害の基礎理解」公開講座	
(6)	発達障害児のための感覚運動遊び支援実践研修	
(7)	発達障害と環境支援	
(8)	発達障害アセスメント研修①基本編	
(9)	発達障害アセスメント研修②応用編	
(10)	親子グループ支援実践研修	
(11)	楽しい子育て応援講座トレーナー養成研修	
(12)	ペアレント・トレーニング指導者実践研修	
(13)	ペアレントプログラム支援者育成研修	
(14)	たんの吸引に係る研修	
(15)	リハビリテーションテーマ研修「高次脳機能障害者の暮らしを支えるために」	
(16)	難病患者等ホームヘルパー養成研修（難病基礎課程Ⅰ、Ⅱ）	
(17)	訪問相談員育成事業	
(18)	精神保健福祉関係機関向け研修	

はじめに(このガイドブックの目的)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(いわゆる「障害者総合支援法」)が施行されて3年が経過しました。国では社会保障審議会障害者部会の見直しに向けた報告書を踏まえ、平成28年3月に改正法案を国会に提出、同5月に国会で可決されました。

障害福祉のサービスは多種多様であり、今後はこの改正を受けて、さらに複雑になっていくものと考えられます。

一方、平成28年4月からは新たに「障害者差別解消法」が施行されました。これにより、障害者の人権尊重や障害者への合理的配慮が一層求められることとなります。

このような中、障害福祉サービスのさらなる充実が大きな課題となっております。そのためにはサービスを提供する人たちの育成が何よりも必要です。

そこで、埼玉県自立支援協議会においては、人材育成を推進する方策として人材育成部会を設置しました。そして、部会では、具体的な活動の成果として、障害福祉サービス職員のためのガイドブックを作成することといたしました。

実際に、障害福祉サービスの事業所に就職して数年が経ったけれど、自分はどうのような研修を受講すればよいのかわからない、などの声が多く聞かれます。

人材育成部会では、そのような人たちの「みちしるべ」となるガイドブックを目指しました。また、「障害福祉の専門職に求められる資質」や「権利擁護」など、改めて御理解いただきたいことも盛り込んでいます。

今後、このガイドブックが、手にした人にとって、これからの仕事に役に立ち、そしてさらなる飛躍のきっかけになれば幸いです。

障害福祉に関する研修は、国や県などの公的機関が主催するものから様々な民間団体が主催するものまで数多くあります。

このガイドブックでは、主に障害者総合支援法に関連し埼玉県が主催する研修を中心に記載してあります。

階層別(実務経験年数)で想定される研修

障害福祉サービスの職業に就いて間もない人から施設長、管理者まで、受講すべき研修をまとめてみました。これはあくまで目安ですので、職務の内容、事業所や施設における事情等によって受講の時期は異なります。

県社協実施のキャリアパス研修	経験年数	サービス管理責任者等になる場合	相談支援専門員になる場合	障害者虐待防止・権利擁護研修	強度行動障害支援者養成研修	その他の研修	市町村職員(新任)などを対象とする研修
<ul style="list-style-type: none"> ■ 初任者キャリアパス研修 →入職後概ね2年未満 	1年目からの研修					<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎研修 →直接支援に関わる職員 	<ul style="list-style-type: none"> 【虐待対応担当の職員等】 ■ 障害者虐待防止・権利擁護研修 <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 ● 演習Dコース(窓口編) 【認定調査員又は審査会委員になる場合】 ■ 区分認定(調査員)研修 ■ 審査会委員研修
<ul style="list-style-type: none"> ■ 中堅職員キャリアパス研修 →入職後概ね2年以上 	3～5年目の研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス管理責任者等研修Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 ● 分野別演習 →事業所のサービス種別により分野を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援従事者初任者研修 →相談支援専門員になる職員 ■ 相談支援従事者現任研修 →初任者研修を受講した翌年度から起算して5年以内に受講 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通講義 ■ 演習Aコース(基礎編) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実践研修 ※基礎研修修了者が対象 →支援計画シート等の作成などに関わる職員 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度訪問介護従事者養成研修 →重度訪問介護に従事する者 ■ 行動援護従事者養成研修 →行動援護に従事する者 ■ 同行援護従事者養成研修 →同行援護に従事する者 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ チームリーダーキャリアパス研修 →近い将来チームリーダーの役割を担うことが想定される職員 	5～8年目の研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス管理責任者等研修Ⅱ →相談支援従事者初任者研修共通講義と合同開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援従事者専門コース別研修 <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 ● 地域移行等 ● スーパーバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 演習Bコース(職場研修プログラム編) ■ 演習Cコース(応用編) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 喀痰吸引等研修(特定・不特定) →喀痰吸引を行う介護職員 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者キャリアパス研修 →近い将来管理職員の役割を担うことが想定される職員 	8年目からの研修						

※法定研修ではないが、非常に高いニーズがある階層別研修

第1章 障害福祉サービスの現状

1 障害福祉の現状

(1) 埼玉県の影響者数

① 身体障害、知的障害、精神障害の数

本県では、人口減少・超高齢社会を迎えようとしている中で、障害者手帳所持者は増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の増加率が高くなっています。

項 目	平成23年度	平成28年度	増加数	増加率
	(人)	(人)	(人)	(%)
県人口（4月1日現在）	7,204,353	7,273,668	69,315	0.9
身体障害者手帳	197,999	206,230	8,231	4.1
療育手帳	37,729	46,124	8,395	22.2
精神障害者保健福祉手帳 （平成7年10月に創設）	31,429	48,536	17,107	54.4
手帳所持者数 合計 （身体+知的+精神）	267,157	300,890	33,733	12.6

（手帳所持者数は、年度末現在）

② 難病患者、高次脳機能障害、発達障害の数

障害者基本法では、発達障害及び高次脳機能障害については精神障害とされており、難病についても「その他の心身の機能の障害」とされています。（現在、国は358の疾病を障害者総合支援法の対象としています。この患者は障害者手帳がなくても、障害福祉サービス等の利用を申請することができます。）

項 目	対象者数	備 考
発達障害者数（※）	60,500人	国の調査を基に推計
高次脳機能障害者数	24,000人	国の調査を基に推計
指定難病医療給付受給者数（難病患者）	48,333人	平成28年度
計	132,833人	

（※発達障害者数は、15歳未満の推計値）

（2）サービス利用者数の動向

① サービス等受給者

埼玉県内における障害福祉のサービス等受給者数（サービスを受けることを市町村が認めて決定した人の数）は、別表の「計画相談実績」によると障害福祉サービス等受給者は38,061人（この1年間で2,101人の増）、障害児通所支援受給者は13,639人（この1年間で2,421人の増）となっています。このように障害児の増加率が高く、これは放課後等デイサービス事業所の増加などが原因と考えられます。

② 計画相談の実績

平成27年度から、市町村が障害福祉サービスの支給決定を行うには、必ずサービス等利用計画案の内容を踏まえることとなり、この計画案の作成が義務付けられました。別表の「計画相談実績」のとおり、市町村によっては、利用者やその家族などが自ら計画を作成する「セルフプラン」の割合が高いところがあります。

しかし、国の方針では、これら「セルフプラン」の場合も、支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべきであると示されています。このため、今後も指定特定相談支援事業所などの拡充が求められます。

計画相談の実績(平成29年12月末現在)

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうちセルフプラン	達成率 d/c (%)
	(合計)	38,061	37,252	5,765	97.9%	13,639	13,513	5,317	99.1%
1	さいたま市	6,491	5,998	363	92.4%	2,482	2,365	440	95.3%
2	川越市	1,948	1,942	435	99.7%	628	628	545	100.0%
3	熊谷市	1,179	1,179	243	100.0%	241	241	92	100.0%
4	川口市	2,693	2,567	828	95.3%	1,242	1,242	939	100.0%
5	行田市	512	512	81	100.0%	115	115	16	100.0%
6	秩父市	488	471	24	96.5%	65	65	39	100.0%
7	所沢市	1,780	1,769	21	99.4%	810	810	347	100.0%
8	飯能市	496	496	56	100.0%	123	123	63	100.0%
9	加須市	586	585	4	99.8%	149	149	0	100.0%
10	本庄市	459	459	173	100.0%	133	133	129	100.0%
11	東松山市	550	549	167	99.8%	86	86	40	100.0%
12	春日部市	1,510	1,503	680	99.5%	300	298	241	99.3%
13	狭山市	722	697	41	96.5%	289	287	37	99.3%
14	羽生市	336	332	0	98.8%	64	64	0	100.0%
15	鴻巣市	636	636	107	100.0%	208	208	106	100.0%
16	深谷市	950	950	145	100.0%	207	207	145	100.0%
17	上尾市	1,245	1,245	411	100.0%	374	374	255	100.0%
18	草加市	1,037	1,037	133	100.0%	845	845	276	100.0%
19	越谷市	1,631	1,631	296	100.0%	774	774	536	100.0%
20	蕨市	341	341	4	100.0%	113	113	2	100.0%
21	戸田市	537	537	20	100.0%	265	265	0	100.0%
22	入間市	801	801	72	100.0%	241	241	63	100.0%
23	朝霞市	622	622	21	100.0%	284	284	20	100.0%
24	志木市	367	367	8	100.0%	154	154	5	100.0%
25	和光市	333	333	0	100.0%	221	221	0	100.0%
26	新座市	770	770	0	100.0%	291	291	0	100.0%
27	桶川市	364	321	48	88.2%	116	116	11	100.0%
28	久喜市	851	851	136	100.0%	290	290	16	100.0%
29	北本市	377	373	5	98.9%	106	105	0	99.1%
30	八潮市	383	383	208	100.0%	210	210	181	100.0%
31	富士見市	492	487	43	99.0%	219	219	76	100.0%
32	三郷市	700	699	90	99.9%	303	302	145	99.7%
33	蓮田市	334	332	90	99.4%	106	106	2	100.0%
34	坂戸市	466	466	70	100.0%	150	150	103	100.0%
35	幸手市	315	315	80	100.0%	83	83	4	100.0%
36	鶴ヶ島市	308	303	20	98.4%	113	113	6	100.0%
37	日高市	344	340	55	98.8%	105	105	67	100.0%
38	吉川市	387	387	118	100.0%	107	107	88	100.0%
39	ふじみ野市	448	448	5	100.0%	286	286	8	100.0%
40	白岡市	220	219	47	99.5%	53	53	4	100.0%
41	伊奈町	181	159	58	87.8%	81	78	56	96.3%
42	三芳町	201	201	0	100.0%	86	86	0	100.0%
43	毛呂山町	232	232	39	100.0%	56	56	28	100.0%
44	越生町	72	71	8	98.6%	8	8	2	100.0%
45	滑川町	90	90	0	100.0%	10	10	0	100.0%
46	嵐山町	142	142	3	100.0%	17	17	0	100.0%
47	小川町	201	201	0	100.0%	24	24	0	100.0%
48	川島町	135	135	16	100.0%	26	26	0	100.0%
49	吉見町	122	122	0	100.0%	17	17	0	100.0%
50	鳩山町	89	89	9	100.0%	9	9	0	100.0%
51	ときがわ町	95	95	0	100.0%	7	7	0	100.0%
52	横瀬町	43	43	0	100.0%	8	8	1	100.0%
53	皆野町	76	76	0	100.0%	8	8	7	100.0%
54	長瀬町	54	54	0	100.0%	3	3	0	100.0%
55	小鹿野町	107	99	6	92.5%	12	12	7	100.0%
56	東秩父村	20	23	3	115.0%	0	0	0	
57	美里町	81	75	24	92.6%	11	11	10	100.0%
58	神川町	75	70	34	93.3%	22	22	22	100.0%
59	上里町	162	156	53	96.3%	55	55	49	100.0%
60	寄居町	255	255	13	100.0%	40	40	2	100.0%
61	宮代町	194	193	19	99.5%	44	44	0	100.0%
62	杉戸町	223	216	9	96.9%	66	66	14	100.0%
63	松伏町	202	202	123	100.0%	78	78	72	100.0%

2 法に基づくサービス

(1) 指定障害福祉サービス

【自宅等で受けるサービス】

① 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

【事業所・施設で受けるサービス】

① 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であつて常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

② 生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であつて、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

③ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

④ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期

入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

⑤ 施設入所支援

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

⑥ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

⑦ 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

⑧ 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

⑨ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開

拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

⑩ 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

⑪ 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

⑫ 共同生活援助

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。



(2)児童福祉法の指定通所支援と指定入所支援について

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

⑤ 福祉型障害児入所施設

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

⑥ 医療型障害児入所施設

障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

(3)指定相談支援

① 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

② 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

③ 計画相談支援（サービス利用支援）

サービス利用支援とは、以下の支援のいずれも行いうものをいいます。

ア 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。

イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成します。

④ 計画相談支援（継続サービス利用支援）

継続サービス利用支援とは、支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいいます。

ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援

給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行います。

⑤ 障害児相談支援（障害児支援利用援助）

障害児支援利用援助とは、以下の援助のいずれも行うものをいいます。

ア 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

イ 通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者その他の他厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画を作成します。

⑥ 障害児相談支援（継続障害児支援利用援助）

継続障害児支援利用支援とは、通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいいます。

ア 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

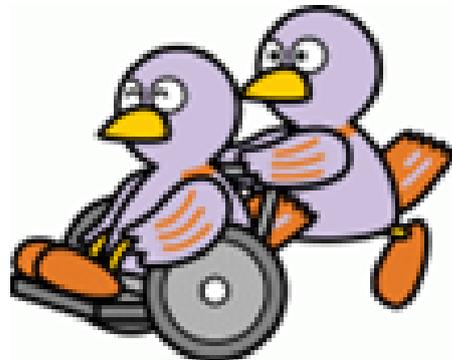
イ 新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と

認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行います。

(4)地域生活支援事業

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施します。

- 移動支援
円滑に外出できるよう、移動を支援します。
- 地域活動支援センター
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。
- 相談支援事業
障害のある住民の、障害福祉サービス利用の有無を問わない様々な相談に応じるほか、（自立支援）協議会を核とした地域づくりの活動を行います。市町村が実施主体となる事業ですが、民間に委託されることが多く、俗に「委託相談」とも呼ばれます。



3 法定外のサービス

- ショートステイ促進事業

医療的ケアが必要な在宅の超重症心身障害児をショートステイで受け入れた施設に対して、入院・入所時の報酬額とショートステイ利用時の報酬額との差額相当分を補助します。

- デイサービス促進事業

医療的ケアが必要な在宅の超重症心身障害児をデイサービスで受け入れた施設に対して、デイサービス利用時の必要経費と実際の報酬額との差額相当分を補助します。

- デイサービス設備整備費

専用ベッドの設備がないデイサービス事業所が、新たに医療的ケアが必要な在宅の超重症心身障害児の受け入れを始める場合に、その購入経費の一部を補助します。

- 全身性障害者介助人派遣事業

全身性障害者自らが推薦する介助人を登録し、日常生活の全般にわたる介助サービスを提供するために、介助人を派遣した市町村に対して、その経費の一部を補助します。



4 サービスの提供状況

(1) 埼玉県内のサービス提供事業所(施設)設置状況

埼玉県内の障害者入所施設（施設入所支援）の定員数は、ほぼ横ばいとなっています。また、その他の事業所（生活介護など）は順当に増加傾向にあります。そのなかでも、就労継続支援B型事業所などは、平成23年度末に157か所（定員3,466名）であったのに対し、平成29年10月末では372か所（定員8,153名）となるなど、事業所数が倍増しています。このため、今後も各事業所に配置されるサービス管理責任者などの専門職の増員が求められます。

(2) グループホーム等の設置状況

埼玉県内のグループホームは「埼玉県5か年計画」「埼玉県障害者支援計画」で1年に250人分の定員を増やすことを目標としており、現在まで計画どおりに伸びているところです。具体的には、平成23年度末に425か所（定員2,535名）であったのに対し、平成29年1月末では680か所（定員4,138名）となっています。

(3) 居宅介護事業所・放課後等デイサービス・相談支援等の設置状況

特に放課後等デイサービス（児童発達支援を含む）の事業所数は急増しています。平成23年度末では103か所であったのに対し、平成29年10月末では663か所となっています。

このため、放課後等デイサービスにおける支援の質の確保が求められており、また、事業所の中心となる児童発達支援管理責任者の養成が必要であるとされています。

5 サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況(埼玉県障害者支援計画から)

障害福祉サービス		単位	27年度実績		28年度実績		29年度 見込量
			サービス量	進捗率	サービス量	進捗率	
訪問系	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援助 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	時間	228,016	77.6%	237,447	80.8%	293,925
		人	8,377	80.9%	8,839	85.4%	10,349
日中活動系	生活介護	人日分	247,852	100.4%	255,222	103.4%	246,789
	自立訓練(機能訓練)	人日分	3,014	90.8%	4,796	144.5%	3,319
	自立訓練(生活訓練)	人日分	4,752	37.8%	9,196	73.1%	12,585
	就労移行支援	人日分	44,682	101.2%	47,608	107.8%	44,151
	就労継続支援(A型)	人日分	28,512	84.4%	35,904	106.3%	33,770
	就労継続支援(B型)	人日分	64,812	38.1%	185,416	109.0%	170,082
	療養介護	人分	819	100.0%	819	100.0%	819
	短期入所(福祉型)	人日分	12,842	82.5%	13,464	86.5%	15,560
	短期入所(医療型)	人日分	644	27.2%	836	35.3%	2,366
居住系	グループホーム	人分	3,654	90.2%	4,017	99.2%	4,050
	施設入所支援	人分	6,092	98.4%	6,182	99.9%	6,190
相談支援	計画相談支援	人分	3,323	13.8%	3,827	15.2%	25,058
	地域移行支援	人分	14	7.5%	7	3.7%	186
	地域定着支援	人分	35	15.4%	47	20.7%	227
障害児支援	児童発達支援	人日分	24,649	80.5%	27,805	90.8%	30,601
	放課後デイサービス	人日分	64,427	79.0%	83,300	102.1%	81,524
	保育所等訪問支援	人日分	108	16.7%	109	16.8%	646
	医療型児童発達支援	人日分	492	49.6%	541	54.5%	992
	福祉型児童入所支援	人分	246	89.1	234	84.7%	276
	医療型児童入所支援	人分	808	11.5%	1,020	14.5%	7,020

※「人分」：平均的な1か月間の利用実人数

※「人日分」：「人分」×1人1か月当たりの平均利用日数

(2)障害福祉サービスの見込量(埼玉県障害者支援計画から)

	種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	247,416 時間	269,861 時間	293,925 時間
		8,742 人	9,507 人	10,349 人
日中活動系	生活介護	215,695 人日分	230,161 人日分	246,789 人日分
		10,317 人	10,837 人	11,473 人
	自立訓練(機能訓練)	2,857 人日分	2,995 人日分	3,319 人日分
		198 人	230 人	261 人
	自立訓練(生活訓練)	9,979 人日分	11,215 人日分	12,585 人日分
		554 人	618 人	686 人
	就労移行支援	33,136 人日分	38,141 人日分	44,151 人日分
		1,868 人	2,159 人	2,511 人
	就労継続支援(A型)	18,168 人日分	24,683 人日分	33,770 人日分
		965 人	1,229 人	1,693 人
	就労継続支援(B型)	148,351 人日分	158,609 人日分	170,082 人日分
		7,639 人	8,092 人	8,599 人
	療養介護	739 人	775 人	819 人
	短期入所(福祉型)	13,006 人日分	14,186 人日分	15,560 人日分
1,598 人		1,753 人	1,940 人	
短期入所(医療型)	1,871 人日分	2,120 人日分	2,366 人日分	
	274 人	307 人	343 人	
居住系	共同生活援助	3,550 人	3,800 人	4,050 人
	施設入所支援	6,122 人	6,147 人	6,190 人
相談支援	計画相談支援	21,765 人	23,506 人	25,058 人
	地域移行支援	129 人	158 人	186 人
	地域定着支援	138 人	178 人	227 人
障害児支援	児童発達支援	24,151 人日分	27,079 人日分	30,601 人日分
		2,293 人	2,625 人	2,993 人
	放課後等デイサービス	54,765 人日分	66,821 人日分	81,524 人日分
		4,672 人	5,557 人	6,601 人
	保育所等訪問支援	415 人日分	525 人日分	646 人日分
		102 人	148 人	199 人
	医療型児童発達支援	745 人日分	824 人日分	992 人日分
		115 人	129 人	147 人
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	276 人	276 人	276 人	
障害児相談支援	4,507 人	5,615 人	7,020 人	

第2章 研修の体系

1 障害福祉の専門職に求められる資質

(1) 基本的に求められる3つの資質(能力)

① 価値観・態度 (Attitude) → 「やる気」を支える能力

- ・利用者主体、個人の尊厳を守る。(倫理)
- ・社会人として、人間としての成長を目指す。(自己啓発)
- ・自己を客観的に見つけ、サービスの向上に努める。(自己研鑽)
- ・情緒的な思いや気持ち、意欲や意思をもつこと

職務や援助活動に価値を認め「やる気になる」こと

② 知識・情報 (Knowledge) → 「わかる」を支える能力

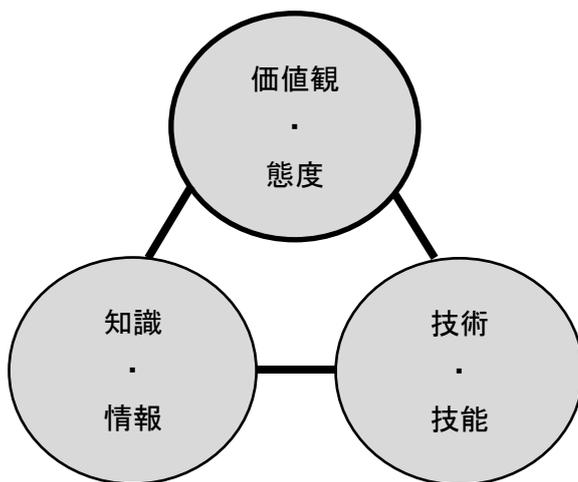
- ・障害や疾病に関する基礎的な理解がある。
- ・援助の目的や方法に関する基礎的な理解がある。
- ・個々の目標を達成するために必要な実践的な知識や情報がある。

職務や援助活動の意味や進め方が「わかる」こと

③ 技術・技能 (Skill・Art) → 「できる」を支える能力

- ・安全、安楽な介護や支援を常に安定して提供できる技術・技能がある。
- ・個々の状況に対して、本人を主体として、柔軟に対応できる力がある。
- ・個々の状況に合わせて、多様な資源を活用しながら、よりよい生活ができるよう工夫したり、創出したりすることができる。

職務や援助活動を、一定の基準に即して「できる」こと



3つの資質のうち、どの資質(能力)が欠けてもうまくいかない。すべての資質を磨いていき、総合能力として身につけていくことが障害福祉の専門職に求められる資質であるといえる。

2 権利擁護と虐待防止

(1) 障害者の権利擁護

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」。

これは障害者基本法に定められた基本原則ですが、障害福祉サービスに従事する職員に限らず、誰もが常に遵守しなければならないことです。

この基本原則を具体化する障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が平成28年4月に施行されました。これにより、今後はさらに障害者に対する不当な差別的取扱いをしないことや、また必要かつ合理的な配慮をすることなどが推進されます。

全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障害者の権利擁護の推進は最も重要なことです。そのなかで特に障害者虐待はあってはならないことです。

これらのことから障害のある方の生活の質を高めるためには、障害福祉従事者には、本人の意向を中心にご家族や他職種との連携が必要です。このことは、自分の思いや考えを言語化できない方に対しても、本人に関わる様々な人や機関と一緒に考え、本人の意向を明らかにし、その方に見合った支援体制を作っていくことが必要になります。

障害者の権利に関する条約の目的には「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」とあります。ご本人の権利を擁護し行使していくことを支援するとともに、社会の中に広めていくような推進役として行動が必要です。

(2) 障害者虐待の現状

平成28年度における埼玉県内の対応状況ですが、養護者（家族等）による障害者虐待に関する相談、通報件数は、平成27年度より1件

増え、187件でした。そのうち市町村が虐待と認定した件数は、平成27年度より8件増え、91件でした。

また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談、通報件数は、平成27年度より53件増え、100件でした。そのうち市町村が虐待と認定した件数は、平成27年度より11件増え、25件でした。

(3)虐待防止に向けた県の取組

県は障害者虐待防止・権利擁護研修を実施して意識啓発を進め、権利擁護センターの設置や成年後見制度の利用支援などを行っています。

(4)障害福祉の専門職に求められること

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

そして、障害福祉施設等の職員は、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の権利利益を擁護する立場にあることを自覚し、虐待の防止に積極的に取り組むことが求められています。

そのために、県の虐待防止・権利擁護研修を必ず受講していただくようお願いいたします。また、他の研修を受講するにあたっては、常に虐待防止・権利擁護を念頭にしてください。

障害福祉施設等の職員による障害者虐待では、日ごろの支援が虐待にあたるものかどうかを振り返ることなく支援にあたっていたため、職員が虐待かもしれないと感じていても、そのまま「支援として」公然と施設内で虐待が行われていた事例がみられました。

また、日ごろの支援に当たっては、厚生労働省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」などを十分に踏まえた支援

をお願いします。

なお、この「手引き」は厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121001.pdf>）からダウンロードできます。一人一冊所持し、職場内研修でも活用してください。

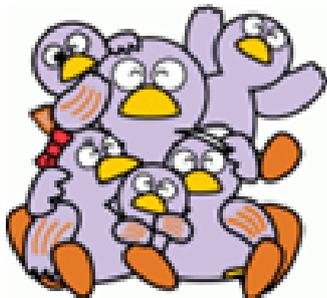
また、参考に、この「手引き」に示された「障害者施設従事者等による障害者虐待への対応」のスキームも24頁に掲載しています。

【就労分野】

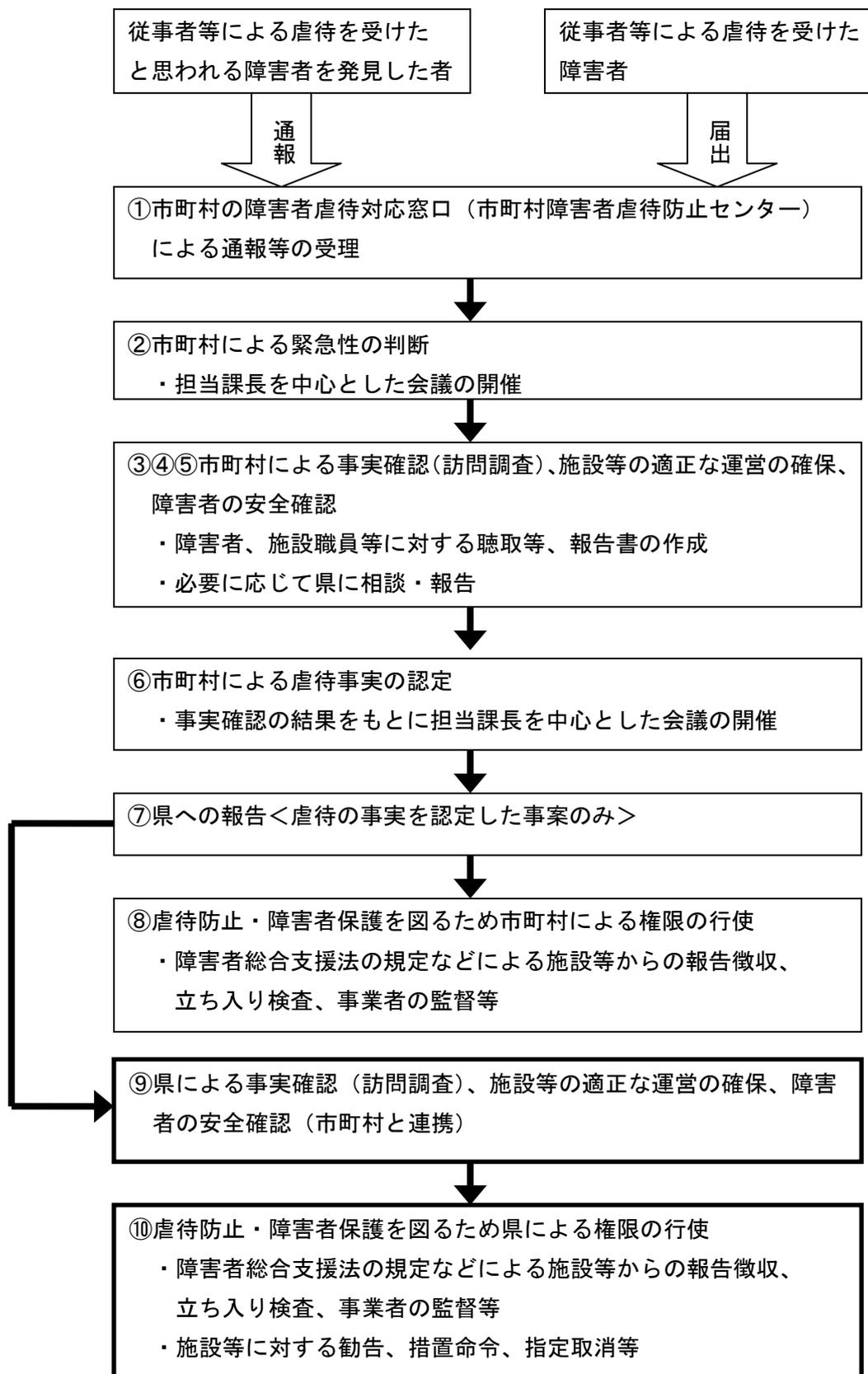
就労の場面において支援者は本人の働きたいという希望に沿い、障害があっても均等な雇用機会を得る権利を擁護する立場にあります。事業所の都合で雇用の機会を与えなかったり、就労における不当な扱いを見過ごしてはなりません。

【児童分野】

児童分野においても、児童相談所や各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会などとの連携を図り児童虐待の防止に努めると共に、すべての児童が健全に育成されるよう、役割を果たすことが求められています。



障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



第3章 障害福祉サービスと資格

1 国家資格と障害福祉サービス専門職の関係

(1)法に基づくサービス専門職

障害者総合支援法などにより、相談支援事業者には相談支援専門員、障害福祉サービス提供事業者にはサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などの専門職を配置することとされています。（第3章の「4 サービス種別（事業所別）で必要とされる研修」参照。）これらの専門職は障害福祉サービスの提供において大変重要な役割がありますので、この職に就くためには障害者支援などの業務における一定の実務経験（3年から10年）と県が実施する（委託や指定も含む）研修の修了が要件となっています。

相談支援専門員は障害のある方やその関係者などからの様々な相談に対応します。また、福祉サービスを利用する方には、ご本人やご家族の意向に基づいたサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成し、専門職や関係者（機関）などと状況を共有した上で支援を調整します。

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などは、事業所内でのサービス提供に必要な調整をおこないます。サービス提供にあたっては相談支援専門員と情報共有し、個別支援計画書の作成もおこないます。

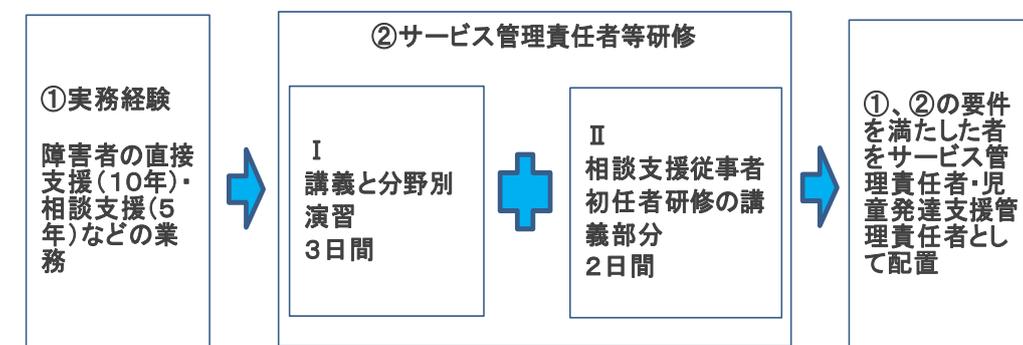
(2)国家資格とサービス専門職の関係

相談支援専門員やサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などになるためには、一定の実務経験が必要です。

ただし、社会福祉士や保健師などの国家資格がある場合、その年数が短くなる場合があります。

（次頁に示した「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件」は、要件の概要を理解していただくための図であり、実際には、詳細な基準があります。適用となる国家資格も他に多くありますので、正確には国の省令等を参考にしてください。また、「埼玉県の特認認定」は児童発達支援管理責任者には適用となりませんので、御注意ください。）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件



実務経験・・・ 保有資格と経験により年数が短縮される場合があります。
 なお、平成22年12月以降埼玉県内では特区認定により必要年数が緩和されています。

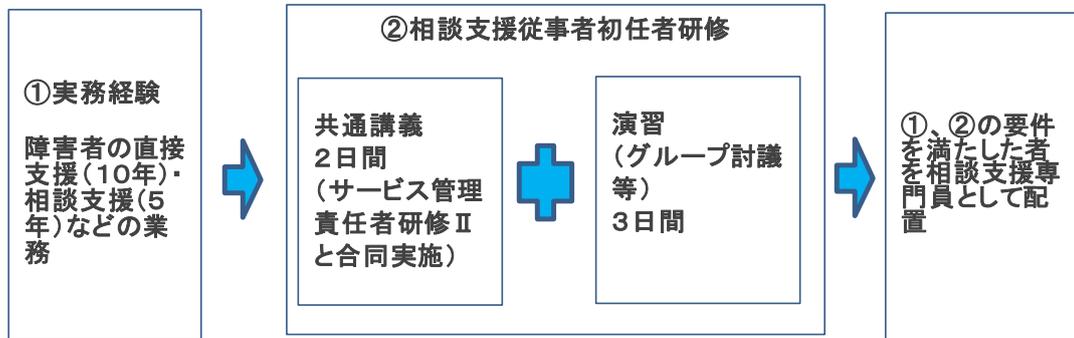
埼玉県の特区認定

(埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区)

業務の範囲	業務内容	現行の実務経験年数	特区適用後の実務経験年数
①相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設等において相談支援業務に従事する者 医療機関において相談支援業務に従事する者で次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉主事任用資格を有する者 訪問介護員2級以上 国家資格等(※)を有する者など その他 	通算して5年以上	通算して3年以上
②直接支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び医療機関において介護業務に従事する者 特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 	通算して10年以上	通算して5年以上
③有資格者等	<ul style="list-style-type: none"> 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉主事任用資格を有する者 訪問介護員2級以上 保育士 その他 	通算して5年以上	通算して3年以上

※国家資格等とは、医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、栄養士などを言います。

相談支援専門員の要件



実務経験・・・ 保有資格と経験により年数が短縮される場合があります。

2 障害者総合支援法に関連する研修と専門職との関係

指定基準等により障害福祉サービス事業所に配置することが義務づけられている職種の資格者養成研修です。次に掲げる研修は県が主催しています（直営だけでなく、委託や指定を含む）。

先述のとおり、これら専門職には一定の実務経験年数が必要であり、研修の受講要件にもなっています。

また、相談支援専門員のように有効期限のある資格もあり、相談支援従事者現任研修はその資格更新のために必要な研修です（この相談支援従事者現任研修は、初任者研修を受講した翌年度から起算して5年以内に受講しないと、その後、相談支援専門員として従事できません。30頁の表参照。）

- ・ 相談支援従事者初任者研修（相談支援専門員資格の取得研修）
- ・ 相談支援従事者現任研修（相談支援専門員資格の更新研修）
- ・ サービス管理責任者等研修
（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の取得研修）
- ・ 重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修

なお、区分認定（調査員）研修・審査会委員研修は、市町村の担当職員や審査会委員等が対象ですが、これらの研修の受講も調査員や審査会委員になるための要件とされています。

さらに、次のように、指定基準に定められた要件ではありませんが、技術面などの向上において必要な研修もあります。

- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（実践研修）
 - この研修は、指定基準での配置する職員の要件ではありませんが事業所の報酬加算の要件に関わる研修となっています。
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修
 - 演習が全4コースあり、それぞれ職位などに応じて受講します。
- ・ 相談支援従事者専門コース別研修
 - 障害児相談支援、地域移行等、スーパーバイザーの3コース

(参考) 相談支援従事者のスキルアップ体制と相談支援専門員資格について

1) 相談支援従事者のスキルアップ体制について

相談支援がどのような仕事で、どのような力(価値・知識・スキル)が求められる(実践で求められるもの)、どのようにスキルアップしてゆけばよいか(必要な研修項目)は、「埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョン」に示されています^{※1}。

http://www.ssa-b.com/_src/sc872/SSA_HRDvision_201203.pdf

本ガイドブックに掲載している障害者総合支援法に基づく研修(法定研修)は、あくまでも相談支援従事者育成の一部であり、たゆまぬスキルアップの努力が必要となります。

※1 現時点では、職能団体である埼玉県相談支援専門員協会が発行元となっていますが、このビジョンは、都道府県地域生活支援事業である埼玉県相談体制整備事業により作成され、埼玉県自立支援協議会において承認されたものです。

2) 相談支援専門員の資格について

相談支援専門員は、計画相談(指定一般相談支援、指定障害児相談支援)に従事し、サービス等利用計画を作成する際に必須の資格です。また、市町村地域生活支援事業の相談支援事業(いわゆる「委託相談」)や基幹相談支援センターの業務に従事する際にも原則として必要な資格となります。

① 相談支援専門員の業務に就くには(相談支援専門員を称するには)以下の2点が要件となります。

ア. 実務経験(32頁の図1)

イ. 相談支援従事者養成研修(初任者研修)の受講

② 相談支援専門員の資格には有効期限があります(資格の維持には更新が必要です)。

初任者研修受講年度の翌年から数え、5年の間毎に1回(以上)、現任研修を受講し、相談支援専門員の資格を更新する必要があります。

初任者研修 受講年度	初任者研修受講から										… その 後も 同様 に 続 く
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	
	この5年間に1回以上、 現任研修を受講					この5年間に1回以上、 現任研修を受講					
平成24年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
年度											

資格の更新をしなかった場合、資格は失効となります。失効した場合、資格を再取得するためには、初めて資格を取得する場合と同じ手順を踏みます（埼玉県では初任者研修を再度修了する必要があります）。

3 専門職の連携

相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者等研修は共通講義を除いて、別々の研修により養成されています。しかし、実務において、サービス管理責任者が作成する個別支援計画は相談支援従事者が作成するサービス等利用計画を踏まえて作成することや、相談支援従事者がサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などと「サービス担当者会議」を開催することが定められており、その十分な連携が不可欠となっています。そして、この連携を強化することが求められています。

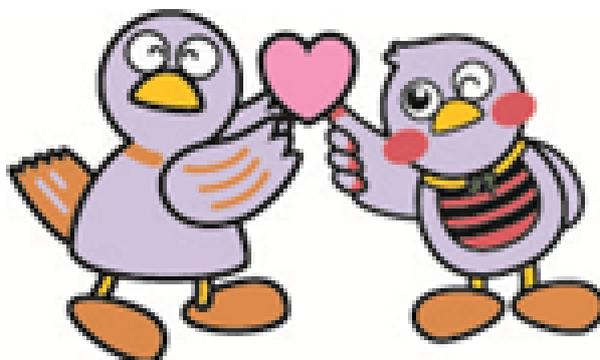


図 1

相談支援専門員の要件となる実務経験について

以下イからトのいずれかを満たしていること。

業務内容		実務経験
イ	平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従業者であった者が、平成18年9月30日までに、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間	通算3年以上
ロ	(1)から(4)までに掲げる者が、 相談支援の業務 その他これに準ずる業務に従事した期間	通算5年以上
(1)	障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	
(2)	児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者	
(3)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者	
(4)	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者、ただし、次の①～④に限る ①社会福祉主事任用資格者、②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、 ③トに掲げる資格を有する者、④(1)～(3)までに掲げる従業者である期間が1年以上の者	
ハ	次の(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格等(次の①～④のいずれかに該当する者が 介護等の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格者、②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、③保育士、 ④児童指導任用資格者、⑤精神障がい者社会復帰指導員	通算5年以上
(1)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	
(2)	障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
(3)	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
ニ	ハの(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、 介護等の業務 に従事した期間	通算10年以上
ホ	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて 相談支援の業務 その他これに準ずる業務に従事した期間	通算5年以上
ヘ	特別支援学校において、障がいのある児童及び生徒の 就学相談、教育相談及び進路相談の業務 に従事した期間	通算5年以上
ト	ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの期間が通算して3年以上あり、かつ、次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算5年以上

※ 本資料は、

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」

における実務経験の参考資料であり、事業所指定に係る実務経験等については各指定担当部局に確認すること。

※ ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。（H18.6.23サビ管事務連絡を準用）

※ 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験による証明が可能であれば、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるものとする。（H18.11.20Q&A）

※ 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。（H18.6.23サビ管Q&Aを準用）

※ 実務経験となる障がい児関連施設として、児童相談所のほかに、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心障がい児施設、重症心身障がい児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。（H18.11.20Q&A）

※ 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしておればよく、研修受講時に満たしている必要はない。（H18.11.20Q&A）

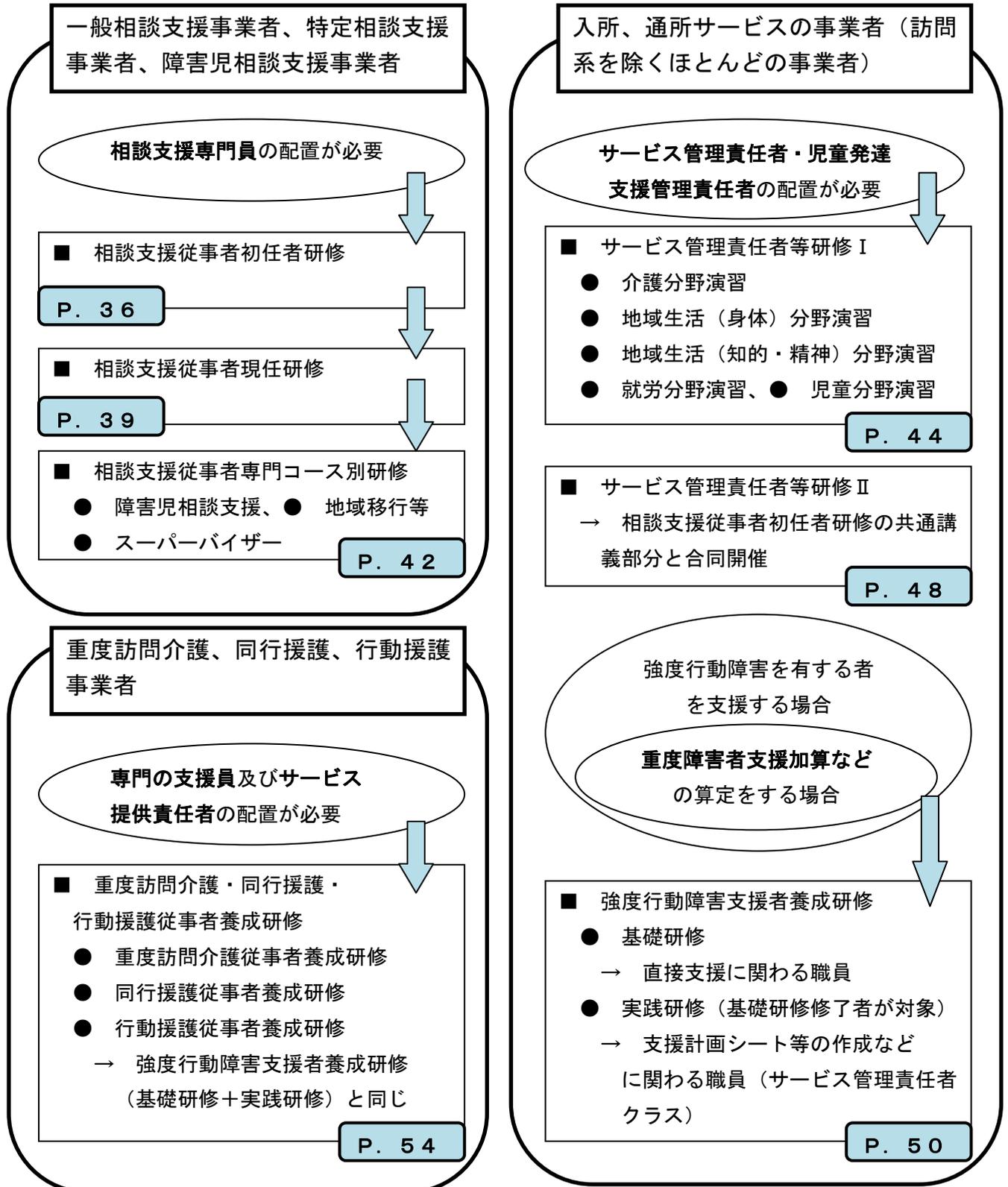
※ 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24主管課長会議）

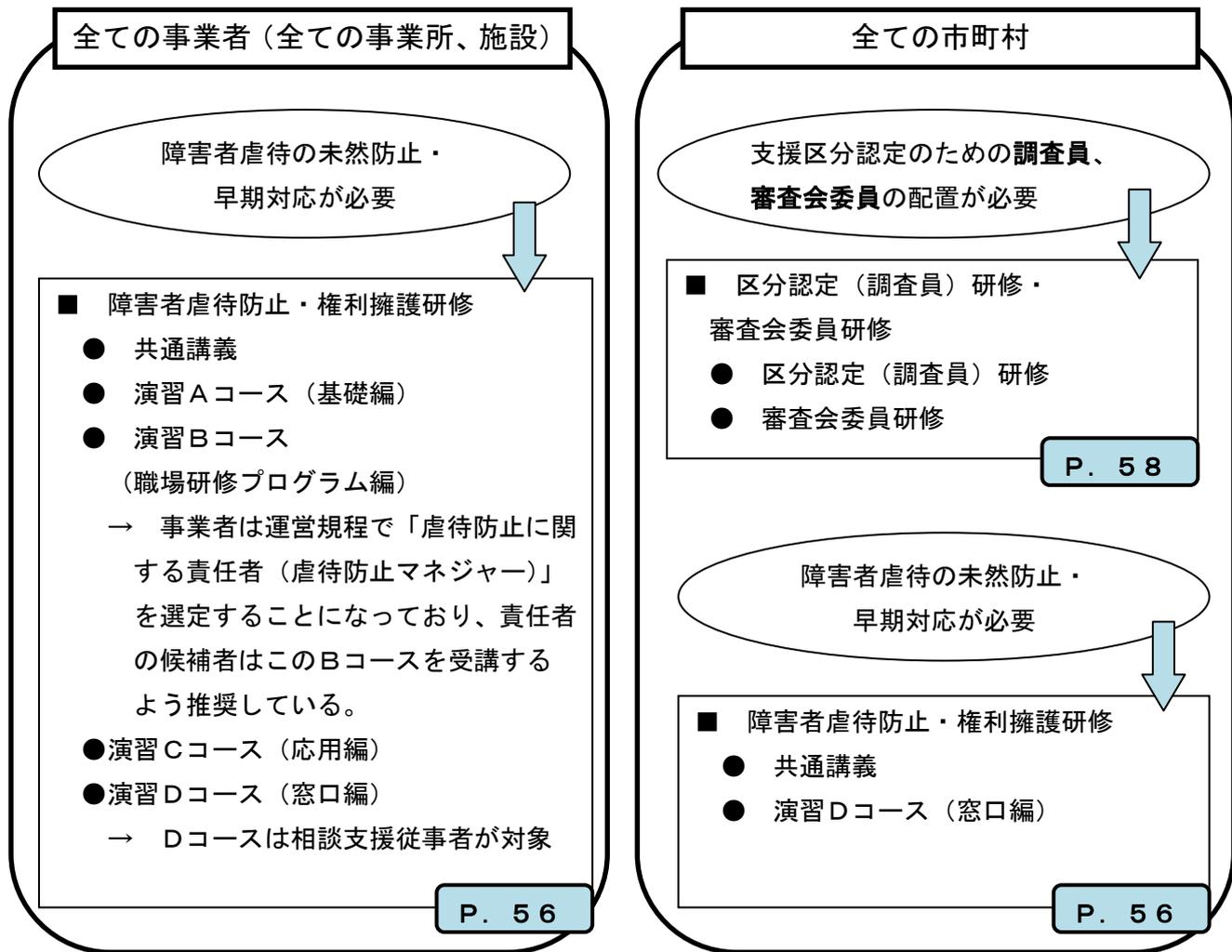
※ 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件いずれも満たす場合に、相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととする。（H23.10.26事務連絡）

- ・ 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
- ・ 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。
- ・ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。

4 サービス種別(事業所別)で必要とされる研修

障害者総合支援法などにより事業所や施設に置くこととされる専門職の要件に関わる研修を整理してみました。これらの専門職が必要とされる人数は事業所、施設ごとにその規模(利用定員)によって異なります。





※ 特に障害者虐待防止・権利擁護研修は、事業所や施設の種別に関わらず、できるだけ多くの職員に受講していただきたい研修です。

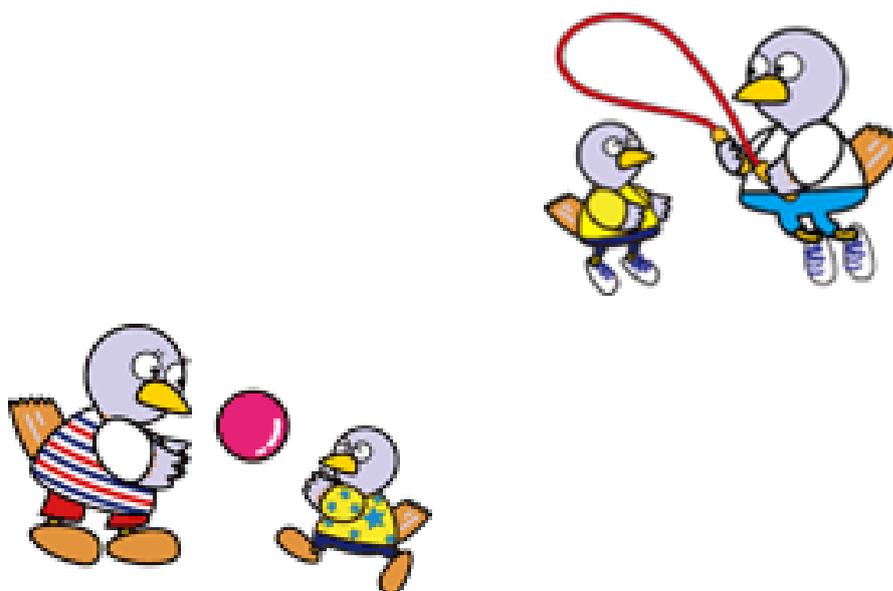
第4章 障害福祉に係る研修

1 障害者総合支援法に関連する研修

(1)	相談支援従事者初任者研修
目的	計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の養成を行います。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の養成を行います。)★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければ「相談支援専門員」として従事できません。
関係する事業所	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）
受講資格	以下の両方とも満たす者 ● 県内の対象事業者において従事予定の者。 ● 相談支援従事者の要件（厚生労働省で定める実務経験年数等※1）を満たす予定の者。 ※1 ①障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、福祉事務所、障害者支援施設、指定居宅介護支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどにおける「相談支援の業務」5年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」10年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は5年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上 → 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。
指定基準との関係	対象事業者においては、専従の相談支援専門員（初任者研修を修了し、かつ実務経験年数等※1を満たす者）の配置が

	必要です。(配置人数は1人以上)
<p>修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの</p> <p>詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照。 (29頁)</p>	<p>【役割】 対象事業者において、相談支援専門員として障害福祉サービス利用(予定)者の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握(アセスメント)、サービス等利用計画案の作成(プランニング)、同計画の実施状況の把握(モニタリング)などを行うほか、基本相談や(自立支援)協議会を核とする地域づくりに関する業務を行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 相談支援専門員の業務は、個別の相談支援を通じて、地域課題を把握し、その課題の解決を図っていくソーシャルワークです。そのためには、相談支援専門員が、相談者ごとに支援チームを組織し、関係機関を調整し、課題解決に向け相談者、関係機関、地域を方向づけ、促していくことが求められます。</p> <p>サービス等利用計画の作成方法だけでなく、相談者にしっかりと向き合い、ケアマネジメントの手法を活用して、課題解決を図り、個人だけでは解決できない課題は、地域の課題として(自立支援)協議会を活用し解決に向けていく一連の業務が相談支援では求められます。</p>
研修の内容	<p><u>カリキュラム(全5日間)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 2日間 (サービス管理責任者研修Ⅱと合同実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の基本姿勢 ・ 障害者総合支援法の概要 ・ 計画作成とサービス提供のプロセス ・ 相談支援における権利擁護と虐待防止 ・ 障害児者の地域生活支援 ● 演習(グループ討議等) 3日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントの実践 ・ 事例に基づいた計画作成の演習 ・ 自立支援協議会の役割と活用 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 6月 ● 演習 7月～9月

<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>本研修では、相談支援業務の入口の研修として、講義では相談支援業務全般について、演習では相談支援事業の機能と役割の理解、地域連携のあり方についての理解、ケアマネジメントプロセスの理解について、グループ討議と実習を通じて学びます。この研修では相談支援に関する業務の一連の流れや地域における役割について理解し、体験していただくことがゴールになります。</p> <p>本研修を通じ、ソーシャルワーカーとしての相談支援専門員への第一歩としていただくことを期待しています。</p> <p>なお、相談支援（ソーシャルワーク）の基礎は習得済みであり、一定の実務経験があることを前提としています。本研修受講前にはソーシャルワークの基礎に関する研修を受講することが望ましく、本研修修了後も様々なスキルアップ研修やOJTによる研鑽が求められます。</p> <p>(スキルアップ体制についての詳細は29頁を参照)。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当) 048-830-3319</p>
<p>H29受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>

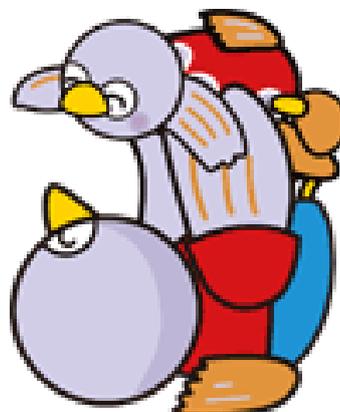


(2)	相談支援従事者現任研修
------------	--------------------

目的	<p>計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の資質の向上を図ります。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の資質の向上を行います。)</p> <p>★ 「相談支援専門員」は5年に1回、当該研修を修了する必要があります。計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の養成を行います。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の養成を行います。)</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければ「相談支援専門員」として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者において従事している又は従事予定の者。 ● 相談支援従事者初任者研修を修了している者。 (過去5年以内に限る※2) <p>※2 相談支援従事者初任者研修修了者で相談支援専門員として職務に従事する場合、初任者研修の修了年度の翌年度から5年以内に現任研修を修了していなければなりません。もし5年以内に現任研修を修了しなかった場合、その翌年度の初任者研修を受講する必要があります。その年度は研修修了するまで相談支援専門員として従事することはできません。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、専従の相談支援専門員（初任者研修を修了し、かつ実務経験年数等※1を満たす者）の配置が必要です。さらに初任者研修の修了年度によっては、上記※2のとおり当該研修の修了が必要です。</p> <p>また、一定数の現任研修修了者の配置が、特定事業所加算の要件のひとつとなっています。</p>

<p>修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの</p> <p>詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照。 (29頁)</p>	<p>【役割】 対象事業者において、相談支援専門員として障害福祉サービス利用（予定）者の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、サービス等利用計画案の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行うほか、基本相談や（自立支援）協議会を核とする地域づくりに関する業務を行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 相談支援専門員の業務は、個別の相談支援を通じて、地域課題を把握し、その課題の解決を図っていくソーシャルワークです。そのためには、相談支援専門員が、相談者ごとに支援チームを組織し、関係機関を調整し、課題解決に向け相談者、関係機関、地域を方向づけ、促していくことが求められます。</p> <p>サービス等利用計画の作成方法だけでなく、相談者にしっかりと向き合い、ケアマネジメントの手法を活用して、課題解決を図り、個人だけでは解決できない課題は、地域の課題として（自立支援）協議会を活用し解決に向けていく一連の業務が相談支援では求められます。</p> <p>相談支援の実務を数年以上経験している本研修の修了生は、加えて、より質の高い支援や困難ケースの対応、地域づくりなどへの関わりが求められていきます。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（全3日間）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の動向について ・ 地域生活支援事業について ・ 相談支援の基本姿勢及びプロセスについて ・ 自立支援協議会の役割と活用 ● 演習（グループ討議等） 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者ケアマネジメントの実践（講義とグループ討議） ・ グループスーパービジョン（講義・モデル事例の検討） ・ グループスーパービジョン（地域支援の活性化に向けて） <p><u>例年の受講時期</u> 1月～2月</p>
<p>研修講師からのコメント</p>	<p>相談支援従事者現任研修は、相談支援専門員資格の更新研修であるとともに、日常業務を振り返り、さらに質の高いソ</p>

<p>(目指すべき 専門職像とは)</p>	<p>一シヤルワークとしての相談支援を行う気づきの機会として いただくことを目的としています。</p> <p>受講生には自身で関わっている事例を提出していただき、 個々の事例から新たな視点や気づきを持てるよう講義やグル ープ討議を行なっていきます。</p> <p>また、相談支援専門員として活動していくには、個別のケ ースから地域課題に目を向け、課題解決に向けた取り組みも 求められます。このことから個別支援だけではなく、地域づ くりや他職種連携を進める視点を持ち、それぞれの地域で活 躍していただければと思います。</p> <p>なお、本研修は5年間に1度の受講となり、それ以外にも 様々なスキルアップ研修やOJTによる研鑽が求められます (スキルアップ体制についての詳細は、29頁を参照)。</p>
<p>実施主体(担当) 及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当)</p> <p>048-830-3319</p>
<p>H29受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所</p> <p>048-640-4401</p> <p>http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>



(3)	相談支援従事者専門コース別研修
------------	------------------------

目的	<p>計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の資質の向上を図ります。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の資質の向上を行います。)</p> <p>資質の向上のために3つの専門コースを設定し、支援技術の向上等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 ● 地域移行・地域定着、触法障害者支援 ● スーパーバイザー養成
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者において従事している相談支援専門員（現任研修を修了していることが望ましい） ● 指定重度障害者等包括支援事業所に従事しているサービス提供責任者など <p>※スーパーバイザー養成研修は、自治体担当職員や基幹相談支援センターの主任相談員など業務実施地域の相談支援体制整備やスーパーバイズ体制の中核となる人に向けた研修です（受講生にスーパービジョンの機会を提供する研修ではなく、スーパーバイザーを養成する研修です）。</p>
指定基準との関係	<p>特になし</p>
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>研修修了者には、地域の相談支援体制におけるリーダー的存在や県の研修講師など広域での人材育成にも携わる役割となることを期待します。</p> <p>（スーパーバイザーとは、他の相談支援専門員を客観的、総合的に評価し、必要な助言を行い、その長所を伸ばす取り組みを行う者です。）</p> <p>※詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照（29頁）</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援の概要（心理学専攻の大学教授） ・ 障害児の環境調整、家族支援 ・ 計画作成演習（就学前・学童期） ● 地域移行・地域定着、触法障害者支援 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉施策の現状と課題 ・ 医療と福祉の連携の進め方 ・ 実践事例を通して支援のあり方を考える ● スーパーバイザー養成 9日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループスーパービジョン ・ 「地域づくり」のための演習 ・ 地域の人材育成とグループスーパービジョン <p><u>例年の受講時期</u> 9月～3月</p>
<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>相談支援は、法定研修を修了すればそれで育成の終わる仕事ではありません。さらなるブラッシュアップのための研修を受講したり、現場で業務に即しながらの研鑽（いわゆるOJT）を積む必要があります。</p> <p>埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参考にしながら、積極的に研修に参加してほしいと思います。(29頁参照)</p> <p>また、普段の業務実施地域の中で事例検討やスーパービジョンを行う場の設置推進をしています。既にこのような場がある地域で仕事をしているかたは、そこに参加することが必須と考えてほしいと思います。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H29受託団体</p>	<p>NPO法人 埼玉県相談支援専門員協会 http://www.ssa-b.com/</p>

(4)	サービス管理責任者等研修Ⅰ
------------	----------------------

目的	<p>障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の養成を行います。</p> <p>分野別演習は、介護分野、地域生活（身体）分野、地域生活（知的・精神）、就労分野、児童分野のうち、いずれか1つ以上を選択します。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 ● 相談支援従事者の要件（厚生労働省で定める実務経験年数等※3）を満たす予定の者。 <p>※3 ①地域生活支援事業、障害者支援施設、地域包括支援センターなどにおける「相談支援の業務」3年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」5年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は3年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上）</p> <p>→ 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者（当該研修及びサービス管理責任者研修Ⅱを修了し、かつ実務経験年数等※3を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。）</p>

<p>修了者が担う 事業所での役割 と実践で求めら れるもの</p>	<p>【役割】 対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 (介護分野)</p> <p>① 言葉で伝えることが苦手な人たちに、日常の細やかな関わりと観察を通じて、ニーズを適切にとらえ、意思決定を支える。(権利擁護)</p> <p>② どんなに障害が重くても、その人の強みを生かして、その人らしい自立を支える。(エンパワメント)</p> <p>③ 強度行動障害、重度重複障害など、さまざまな障害像に応じた専門的知識とスキル</p> <p>④ サービス等利用計画や自立支援協議会など、地域の仕組みに関する知識</p> <p>(就労分野)</p> <p>① 本人の働きたいという気持ちを大切にし、希望に沿った働き方を実現できるよう、意思決定を支える。</p> <p>② 事業所作業だけでなく職業評価や職場体験実習、本人を支える環境、ニーズなどを適切に捉え、職業準備性を探る。</p> <p>③ 本人の特性や適性、行動性を理解し、希望に沿った働き方の実現に向け、チーム支援によるステップアップを目指す。</p> <p>④ 地域における就労支援ネットワークを構築し、働き続けるために必要な支援を整える。</p> <p>(児童発達分野)</p> <p>① 発達支援(育ちの支援)</p> <p>子ども自らがすこやかに健康に育ち、自信や意欲を育み、コミュニケーションや生活技術の向上を図れるよう、環境を調べていく。また、子ども自らが幸福を追求する存在であることを理解し、自己選択や決定を支える。(子どもの権利擁護とエンパワメント)</p> <p>② 家族支援(育ての支援)</p> <p>気づきの段階からの早期支援を開始し、保護者への心のケア、育児支援、家庭での生活支援を行うことで、健全育成の環境を調える。(家族のエンパワメント)</p> <p>③ 地域連携(縦横の連携)</p> <p>保健・医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワークを基に支援し、乳幼児期から学童期、思春期に渡るライフステージに応じた継続的支援を行う。</p>
--	--

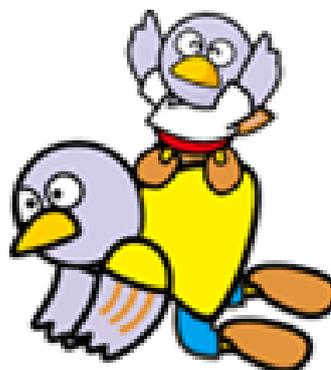
	<p>(地域生活分野(身体))</p> <p>① 地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復など心理状態を踏まえ、真のニーズを捉え意思決定を支える。(権利擁護)</p> <p>② 身体機能障害を抱えながら、地域社会の生活者として社会復帰や自立を支える。(エンパワメント)</p> <p>③ 限られた訓練期間の中でニーズが達成できるように、専門職として常にスキルアップを目指す。</p> <p>④ 有期限のサービスであるため、終了後の地域移行に必要な社会資源の検討や各サービス事業所と連携して支援を行う。</p> <p>(地域生活分野(知的・精神))</p> <p>① 地域の中で、主体的に、いきいきと生活できるよう、地域社会との共生を図りながら、その人なりの自己決定に基づく支援を行う。</p> <p>② 地域における様々な体験を通して、生活スキルの向上を図り、自立した生活が送れるように支援する。</p> <p>③ 多様なニーズに応えられるよう、地域の社会資源(フォーマル・インフォーマル)を活用し、地域生活支援のネットワークを構築する。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム(全3日間)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割 ・ サービス提供者と関係機関の連携について ・ サービス提供のプロセスと進行管理について ● 分野別演習(グループ討議等) 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントとサービス提供の基本姿勢 ・ サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究① ・ サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究② ・ サービス内容のチェックとマネジメントの実際 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 9月 ● 演習 10月～1月
<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>(介護分野から)</p> <p>サービス管理責任者が担う役割は幅広くあります。利用者の状態を把握し、サービス提供職員に対し助言や指導を行いながら、サービス全体の適切なマネジメントを行わなければなりません。しかし、それはスーパーマンを目指すことではありません。利用者の想いを実現できるよう、事業所内チームの専門職をはじめ、関係機関とも連携を図り、利用者一人</p>

	一人に寄り添った支援を提供できるような専門職を目指していただきたいと考えます。
	(就労分野から) 地域社会で生活していくことを前提に、本人の気持ちや希望に沿った支援を提供し、目標を実現するために必要な専門的知識と技術、地域資源とのネットワークを身につけていただきたいと考えます。
	(児童発達分野から) 児童発達支援管理責任者は「発達支援」を中心として「家族支援」と「地域支援」の三本柱をバランスよく組み合わせて支援することが大切です。そのために、子育てや子どもの育ちの視点に立ち、発達・障害・疾病・制度・地域資源等に関する知識や子どもや家族に寄り添い支えるハートと支援提供技術の獲得を目指していただきたいと思います
	(地域生活分野(身体)から) 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の向上を目的とし、支援が必要な身体障害者に対し、理学療法士、作業療法士、看護師等の専門職が機能訓練を行う事業になります。利用日数に期限があり、その期間の中で本人の意向にそって関係機関との連携をとり、社会復帰や地域生活の自立ができる支援を目指していただきたいと思います。
	(地域生活分野(知的・精神)から) 地域生活を支援すると言うことは、生活全般に渡りどのような暮らし方をするのかを考えなくてはなりません。そのため、自身の所属する事業所にとどまらず多くの地域資源を利用して生活することの想定が必要です。研修では、自らの事業所がどんな役割を持っているのかを考え、さらに支援やネットワークの必要性を考えていただきたいと思います。
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当) 048-830-3319
H29受託団体	有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/

(5)	サービス管理責任者等研修II
------------	-----------------------

目的	<p>障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の養成を行います。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 ● 相談支援従事者の要件（厚生労働省で定める実務経験年数等※3）を満たす予定の者。 <p>※3 ①地域生活支援事業、障害者支援施設、地域包括支援センターなどにおける「相談支援の業務」3年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」5年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は3年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上</p> <p>→ 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者（当該研修及びサービス管理責任者研修Iを修了し、かつ実務経験年数等※3を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。）</p>

<p>修了者が担う 事業所での役割</p>	<p>対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 2日間 （相談支援従事者初任者研修の共通講義と合同実施） ※ 相談支援従事者初任者研修の共通講義（2日間）と合同実施であり、カリキュラムも同一です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の基本姿勢 ・ 障害者総合支援法の概要 ・ 計画作成とサービス提供のプロセス ・ 相談支援における権利擁護と虐待防止 ・ 障害児者の地域生活支援 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 6月 ● 演習 7月～9月
<p>実施主体(担当) 及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H29受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>



(6)	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)
------------	----------------------------

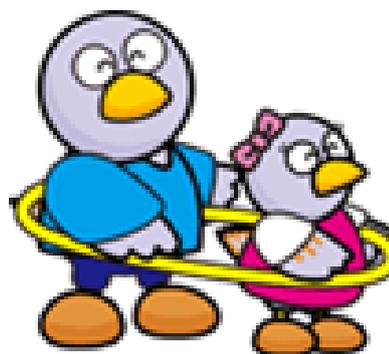
目的	強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行い、安定した日常生活を送っていただくために、職員の人材育成を行います。
関係する事業所	全ての障害福祉サービス事業所、施設等（特に下記の報酬加算に関係する事業所、施設等の職員の受講が必要となっています。）
受講資格	原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定施設入所支援事業、指定短期入所事業、指定共同生活援助事業における「重度障害者支援加算」の要件において、当該研修修了者の配置が必要です。 ● 指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービス事業における「指導員加配加算」の要件において、当該研修修了者又は児童指導員、保育士などの配置が必要です。
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>【役割】 修了者は施設入所支援などで、強度行動障害を有する者に対して直接的な個別支援などを行います。</p> <p>【実践で求められるもの】</p> <p>①「<u>支援の手順が示された支援計画シート（実践研修修了者が作成するもの）に書かれている内容とその根拠を理解する</u>」 強度行動障害のある人の支援においては、他の障害のある人と少々異なるアイデアや支援技術がいくつか必要になるので、なぜそのようなことをするのかを理解することと、支援の手順が示された支援計画シートの内容や根拠をイメージできるようになることが求められます。</p> <p>②「<u>詳細な手続きまでチームプレイを徹底する</u>」 支援に関わる人全員が目標の達成に向けて統一した支援を実施することが必要になります。</p>

	<p>③「確実に実直にルールを守り続ける」</p> <p>チームで決めた支援の方法は、臨機応変ではなく、確実に実施し続けることが求められます。そのうえでうまくいかなかった場合は、専門的知識を持つ同僚と相談しあい、より適切な支援方法をチームの一員として見出していく姿勢も求められます。</p>
研修の内容	<p>カリキュラム（2日間・講義と演習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害とは何か ・ 強度行動障害支援の基本的な視点 ・ 強度行動障害とコミュニケーション ・ 強度行動障害と医療 ・ 支援のためのネットワーク構築 など
研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)	<p>この基礎研修は、利用者支援の第一線で活躍されるサービス提供職員に、自傷や他害行為に代表されるような行動障害に対する基本的な知識と技術を身につけていただいて、どこの障害福祉サービス事業所においても適切な支援ができるよう、利用者側から見ればどこの障害福祉サービス事業所を利用しても適切な支援が受けられるようなシステムを構築することを目指しています。研修終了後は、強度行動障害の軽減だけでなく、支援者側の負担感の軽減も図れるような根拠のある適切な支援を実行できる専門職となっていきたいと考えます。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
H29指定団体	<p>社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 株式会社 日本教育公社 有限会社プログレ総合研究所 株式会社 たまみずき 一般社団法人 あかり</p>

(7)	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
------------	----------------------------

目的	強度行動障害を有する者に対し適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を行います。
関係する事業所	全ての障害福祉サービス事業所、施設等（特に下記の報酬加算に関係する事業所、施設等の職員の受講が必要となっています。）
受講資格	基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした個別支援計画策定業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定施設入所支援事業、指定短期入所事業、指定共同生活援助事業における「重度障害者支援加算」の要件において、当該研修修了者の配置が必要です。 ● 指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービス事業における「指導員加配加算」の要件において、当該研修修了者又は児童指導員、保育士などの配置が必要です。
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>【役割】</p> <p>修了者は施設入所支援事業などで、強度行動障害を有する者について、支援の手順が示された個別支援計画シート等を作成します。</p> <p>【実践で求められるもの】</p> <p>①「固有の障害特性、具体的な支援方法を導き出す」</p> <p>個別支援計画に則り日常的な支援を行う際の障害特性への配慮を自ら工夫し、個々にあった適切な支援の手順が示された計画を立案できるようになることが求められます。</p> <p>②「定期的にモニタリングを実施する」</p> <p>計画に沿った支援を実施した後は、記録と報告により、必ず定期的にその後の評価を行うことが必要です。評価の際はサービス提供職員と意見交換し、今後どうすべきかを中心的に考えられるようになることが求められます。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（2日間・講義と演習）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族からの提言 ・ 障害特性の理解とプランニング（支援計画作成方法） ・ 支援の実践報告 ・ 記録に基づく支援の評価方法（演習）など
<p>研修講師からのコメント （目指すべき専門職像とは）</p>	<p>この実践研修は、基礎研修を修了したサービス提供職員に対し、強度行動障害がある方々の個別支援計画に則り、日常的な支援を行う際の具体的な支援方法を提示するためのプロセスを学んでいただくものです。固有の障害特性を理解し、その特性への配慮を自ら工夫し、支援方法を導き出すことはもちろん、提示した支援方法に基づいた統一した支援が行われているかなどのプロセス管理も求められます。そういった意味では行動障害がある方への支援を考えるチームリーダーのような専門職を目指していただきたいと考えます。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H29指定団体</p>	<p>社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 株式会社 日本教育公社 有限会社プログレ総合研究所 株式会社 たまみずき 一般社団法人 あかり</p>



(8)	重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修
------------	--------------------------------

目的	<p>障害福祉サービスにおける重度訪問介護・同行援護・行動援護が利用者にとって適切に提供されるよう、支援に直接従事する者のための資質の向上を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 ● 同行援護従事者養成研修 ● 行動援護従事者養成研修 <p>※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)と同じ位置付けであり、カリキュラムも同一です。</p>
関係する事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定重度訪問介護事業者(重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者が対象) ● 指定同行援護事業者(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が対象) ● 指定行動援護事業者(知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者が対象)
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、重度訪問介護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。 ● 原則として、同行援護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。 ● 原則として、行動援護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
指定基準との関係	<p>同行援護と行動援護の事業所ごとに配置が義務付けられている「サービス提供責任者」の資格要件として、当該研修などの修了者と定められています。また、それぞれのヘルパーについても当該研修の修了が要件の一つとなっています。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。また、当該計画の実施状況を把握し、必要に応じて変更します。さらに従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 ● 同行援護従事者養成研修 ● 行動援護従事者養成研修 24時間(3日～4日間) <p>※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)と同じ位置付けであり、カリキュラムも同一です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害とは何か ・ 強度行動障害支援の基本的な視点 ・ 強度行動障害とコミュニケーション ・ 強度行動障害と医療 ・ 支援のためのネットワーク構築 など ・ 家族からの提言 ・ 障害特性の理解とプランニング(支援計画作成方法) ・ 支援の実践報告 ・ 記録に基づく支援の評価方法(演習) など
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課地域生活支援担当)</p> <p>048-830-3317</p>
<p>平成29年度 主な指定団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人 自立生活センター遊トピア NPO法人 CILひこうせん 特定非営利活動法人 MCKコミュニティ ● 同行援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 有限会社 プログレ総合研究所 株式会社 EE21 株式会社 日本教育公社 NPO法人 CILひこうせん 株式会社 ISPアカデミー 株式会社 ニチイ学館 株式会社 ビジュアルビジョン 特定非営利活動法人埼玉県視覚障害者社会参加推進協会 ● 行動援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 有限会社 プログレ総合研究所 株式会社 EE21 社会福祉法人 ハッピーネット 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 株式会社 顧愛

(9)	障害者虐待防止・権利擁護研修
------------	-----------------------

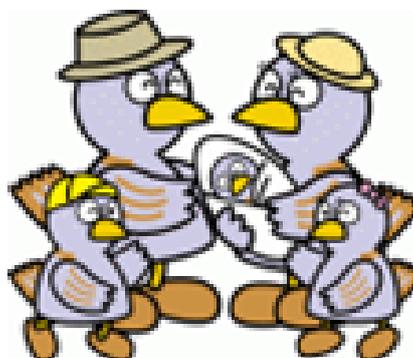
目的	<p>障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際の早期発見、迅速な対応ができるよう、障害福祉サービス事業所等職員及び市町村職員の資質向上を図ることを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 ● 演習Aコース（基礎編） ● 演習Bコース（職場研修プログラム作成編） ● 演習Cコース（応用編） ● 演習Dコース（窓口編）
関係する事業所	<p>全ての障害福祉サービス事業所、施設等 全ての市町村（障害福祉担当課）</p>
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスに従事する全ての職員、利用者、利用者の家族等 ● 演習Aコース：経験年数、職種、雇用形態を問わず、障害福祉サービスに従事する全ての職員 ● 演習Bコース：職場内で虐待防止研修を企画する（予定の）者 ● 演習Cコース：施設長、管理者、もしくはそれに準ずる立場にある者 ● 演習Dコース：市町村担当職員、相談支援専門員
指定基準との関係	<p>指定基準に直接影響しないが、障害者虐待の未然防止、早期対応のため、できるだけ多くの従事者等に受講するよう求めています。また、基準上、各事業者運営規程で「虐待防止に関する責任者（虐待防止マネジャー）の選定」を定めることになっており、この責任者（候補者）は演習Bコースを受講するよう推奨しています。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>障害者虐待防止については、事業所、施設内の全ての職員がこれに努めることとされており、施設長、管理者、虐待防止マネジャー、その他全ての職員がそれぞれの立場に応じた取組をしなくてはなりません。そのために、当該研修は必ず受講していただきたいものです。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県における障害者虐待の現状 ・ 障害者虐待の現場から（毎日新聞社論説委員） ・ 障害当事者の声を聴く ・ 市町村における障害者虐待防止への対応 ・ 障害者虐待防止・対応に関わる法の理解（弁護士） ● 演習各コース 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例に基づいたロールプレイとグループ討議 ・ 職場内虐待防止研修プログラムの作成 ・ 情報交換と実際の取組に基づいたグループ討議 ・ 市町村における対応方針の協議、個別ケース会議の理解など <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 12月 ● 演習 1月～2月
<p>研修講師からのコメント （目指すべき専門職像とは）</p>	<p>【従事者コース】</p> <p>虐待防止・権利擁護研修はA・B・Cの3コースに分かれています。Aコース（基礎編）は、現場で悩みの多い虐待グレーゾーンに焦点を当てた内容となっております。職種やキャリアを問わず、誰もが参加できる内容です。Bコース（職場研修プログラム作成編）はAコースの内容を各事業所で実施していただくことを目的とし、「価値観のすり合わせ」を目指した研修企画を学びます。主に職場内研修の企画に携わる方が対象です。Cコース（応用編）は、虐待の背景にある組織のあり方など、虐待の本質について議論を深めます。主に管理者およびそれに準ずる方が対象です。どのコースも参加者同士のグループワークがメインであり、ほかの事業所の風に触れて自身や事業所を振り返りたいと感じている方こそ、参加をお待ちしています。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H29受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>

(10)	区分認定(調査員)研修・審査会委員研修
-------------	----------------------------

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修 市町村等において障害支援区分の認定に関わる認定調査員の養成を行います。 ● 審査会委員研修 市町村等において認定の二次判定を行う審査会委員の養成を行います。 ★ ともにそれぞれの当該研修を修了した者でなければその職務に従事できません。
関係する事業所	市町村、一部事務組合など
受講資格	<p>障害支援区分を認定する市町村が以下のとおり受講申し込みをする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村等において障害支援区分の認定に関わる認定調査に従事する予定者 ● 認定二次判定の審査会委員として就任する予定の者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職や学識経験者、当事者など）
指定基準との関係	<p>市町村が行う区分認定の調査・審査に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修を修了した者でなければ認定調査に従事することができません。 ● 審査会委員研修を修了した者でなければ委員に就任することができません。
修了者が担う事業所での役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定の申請をした障害福祉サービス利用（予定）者の自宅等を訪問し、所定の認定調査を行います。 ● 市町村等における区分認定二次判定において審査会委員として専門的な意見により審査を行います。
研修の内容	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分に関する基本的な考え方 ・ 難病等の考え方 ・ 認定調査実施上の留意点、遵守事項の説明 ・ 認定調査の具体的な実施方法

	<p>(項目ごとの選択肢の選択と特記事項の記載など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例に基づいた個別演習 (認定調査票の記入作成) ● 審査会委員研修 1日間 ・ 障害者総合支援法における障害支援区分の概要 ・ 市町村審査会委員の実務について ・ 障害支援区分の認定状況について <p><u>例年の受講時期</u> どちらの研修も7月</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県 (福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当) 048-830-3319
H29受託団体	有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/



2 その他の研修(参考)

(1)	発達障害児に係る医療・療育の専門職の人材育成 現場研修
-----	--

目的	医療・療育の専門職を対象に、発達障害児の療育現場で同職種及び異職種の療育法を学ぶ現場研修を実施し、発達障害児を多面的な角度から療育できるようスキルアップを図ります。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害児の療育に係る基礎講座 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・医師による講義 ・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等による講義 平成29年度開催時期 4、6、9月 ● 現場研修 1日間（作業療法士等による療育法を学ぶ現場研修） 基礎講座受講後通年 ● 受講料：無料
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成29年度受託団体	社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター

(2)	発達障害児療育実践者育成研修
------------	-----------------------

目的	特性に応じた個別の療育法や保護者への育児支援等、地域で発達障害児支援を行うため、作業療法士等が行う支援について学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 3日間 ● 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業療法士：育てにくい子（育てにくいと感じるときは？育てにくいと感じるときの子どもの側の要因）、育ちにくい子、通園での支援について、作業療法アプローチについて ・ 言語聴覚士：発達領域の言語聴覚士と地域支援での役割、発達障害児の言語発達の評価と支援、ライフステージからみた発達障害児の支援 ・ 臨床心理士：発達障害の基礎知識、脳機能の障害；特性を神経心理学的な面から理解する、問題行動の背景としての発達障害、役に立つ支援のためのアセスメント、保護者の望む支援；支援のポイント ● 受講料 無料 ● 平成29年度開催時期 9月～10月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(3)	SST・ペアレント・トレーニング実践者育成研修
------------	--------------------------------

目的	発達障害児支援の基盤となる応用行動分析学について学び、発達が気になる児童を対象にした集団療育の手法やその保護者を対象にした子育て教室の運営手法について学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 3日間 ● 講義・演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の基礎、応用行動分析の基礎知識 ・ ソーシャルスキルトレーニングの講義と演習 ・ ペアレント・トレーニングの講義と演習 ● 受講料 無料 ● 平成29年度開催時期 7月～10月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成29年度受託団体	学校法人獨協学園 獨協医科大学埼玉医療センター

(4)	ペアレント・トレーニング指導者育成研修
------------	----------------------------

目的	発達障害児とその保護者に対して専門的な知識を有した支援を行う支援者が実践的な支援手法を身に付けるとともに、自らが地域で発達が気になる児童に着目した子育て教室や親支援ができるよう育成します。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 講義・演習 2日間（10月頃）無料 ・ 子供の好ましい行動を増やす、効果的な指示の出し方など子供にあった子育てや発達を伸ばしていくかわり方を学ぶ。 ・ 発達障害児の保護者に対してペアレント・トレーニング講座を実施する基礎知識及び発達障害児の保護者の支援者として身に付けるべき手法やあり方を学ぶ。 ● 受講料：無料 ● 平成29年度開催時期 11月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成29年度受託団体	医療法人社団まめの木会まめの木クリニック

(5)	「発達障害の基礎理解」公開講座
------------	------------------------

目的	発達障害の基礎知識や早期の気づき・早期支援の重要性を学び、発達障害の特性が気になる子どもへの支援に活かすことを目的とします。
関係する事業所	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所、一般相談支援事業所、認可外保育所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 1日間 ● 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の基礎理解（医学的見地から） ・診断・療育の現場から感じた早期発見・支援の必要性について ・こどもと親への支援の実際 ・サポート手帳の活用について ● 受講料 無料 ● 平成29年度開催時期 6月～8月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(6)	発達障害児のための感覚運動遊び支援実践研修
------------	------------------------------

目的	発達障害児の発達を促す遊び方と支援のポイントについて作業療法士から学ぶ実習形式の研修です。子どもたちが無理なく社会生活に適応できる支援の取得を目指します。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義・実習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の基礎となる感覚（触覚・前庭覚・固有受容覚等）って何？ ・ 感覚の受け取り方の違いによる生活の中での影響ってどんなこと？ ・ 発達が気になる子どもに支援をしていくときの気をつけたいポイントは？ ● 受講料 無料 ● 平成29年度開催時期 7月～2月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(7)	発達障害と環境支援
------------	------------------

目的	<p>発達障害の特性について理解を深めるとともに、それらに基づく行動観察のポイントや構造化をメインとした環境設定による支援方法について学びます。</p> <p>構造化の視点を用いることで、子どもにわかりやすい支援環境を整えることができます。</p>
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害とは何か ・発達障害の特性 ・乳幼児の脳の発達 ・発達障害の特性に合わせた合理的な支援法 ・構造化・環境支援 ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 10月～3月
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県発達障害総合支援センター</p> <p>048-601-5551</p>

(8)	発達障害アセスメント研修①基本編
------------	-------------------------

目的	<p>アセスメントツールを使用することで、発達障害の特性を客観的にとらえ、子どもの行動観察や保護者面接における視点を学びます。</p> <p>自閉症スペクトラム障害の一次スクリーニングとして活用されるM-CHATについて学び、日常の支援に反映させる方法を学びます。</p>
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義 <p>※M-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）とは16～30カ月の幼児を対象に、養育者が質問紙に記入する形式のアセスメントツールです。社会性の発達状況を確認し、自閉症スペクトラムの可能性について把握することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 10月～11月
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県発達障害総合支援センター</p> <p>048-601-5551</p>

(9)	発達障害アセスメント研修②応用編
------------	-------------------------

目的	フォーマルなアセスメントツールの概要や数値の意味を学び、保護者が持参する専門機関で実施した検査結果を日常の支援計画に反映させ、質の高い支援を実施する方法を学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義及び演習 アセスメントツールとは、評価に用いられる標準化された検査方法をアセスメントツールといいます。結果を数値化することで、客観的に評価を行うことができます。本研修では、発達障害の特性をより細かく評価し、支援のニーズをつかむためのアセスメントツールについて学びます。「どんな認知の特性をもっているのか?」「生活にどんな困難があるのか?」など数値化された指標を用い、具体的な支援の方法を考えます。 ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 10月～3月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(10)	親子グループ支援実践研修
-------------	---------------------

目的	発達障害児とその保護者を対象とした親子療育グループを見学・参加いただきながら、視覚支援や構造化、感覚統合、親支援等の要素を療育グループに活かす方法を学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 発達障害児とその保護者を対象とした親子療育グループを見学 ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 5月～3月 ※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(11)	楽しい子育て応援講座トレーナー養成研修
-------------	----------------------------

目的	子どもの発達に悩みを抱えている保護者を対象とした「楽しい子育て応援講座」を開催するノウハウや業務の中で行う親支援に活用できるスキルを学び、地域の支援機関で親支援を実施できることをめざします。本講座は、親のストレスマネジメントに重点をおいた内容です。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	保護者を対象とした「楽しい子育て応援講座」の開催やストレスマネジメントの視点を用いた保護者支援を期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 4日間 ● 見学・講義・演習 <p>午前に保護者を対象とした楽しい子育て応援講座（研修受講者は見学及び一部参加）を見学し、午後に講座を開催するためのノウハウ及び支援スキルを学びます。</p> <p>【講座内容】</p> <p>講演会「子どもの可能性を引き出す3つのヒント」</p> <p>1日目「ママも子どもも悪くない！まずストレスを減らしましょう」</p> <p>2日目「子どもの特性に合わせた効果的な接し方」</p> <p>3日目「対人関係が楽になるコツ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 9月～10月 <p>※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成29年度受託団体	特定非営利活動法人えじそんくらぶ

(12)	ペアレント・トレーニング指導者実践研修
-------------	----------------------------

目的	ペアレント・トレーニング指導者育成研修を受講した参加者が、実際にモデルグループの運営を見学し、解説を受けることで、ペアレント・トレーニングをより効果的に実践し、ブラッシュアップを図ることを目的としています。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	<p>県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者で以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県が開催したペアレント・トレーニング指導者育成研修を受講した方 ・他機関において、上記研修と同等内容の研修を受講された方 ・ペアレント・トレーニングを既に実施されている方
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	保護者を対象としたペアレントトレーニングの講座の開催やペアレントトレーニングの支援手法を用いた発達障害児への支援を期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 8日間 ● 見学・講義・演習 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの事前説明 ・保護者が参加するプログラムを見学 ・実施したプログラムのふりかえり、解説 ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 12月～3月 <p>※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成29年度受託団体	医療法人社団まめの木会まめの木クリニック

(13)	ペアレントプログラム支援者育成研修
-------------	--------------------------

目的	発達障害のある子どもを育てる保護者を支援するために、支援者が実際のプログラムに参加するなかで、プログラムを実施するノウハウを学び、地域における保護者支援にその内容を活用できるようになることを目的としています。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	保護者を対象にペアレントプログラムの講座を開催することを期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 7日間 ● 見学・講義・演習 <p>保護者を対象としたペアレントプログラム（研修受講者は見学及び一部参加）を見学し、プログラム終了後に講座を開催するためのノウハウ及び支援スキルを学びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの事前説明 ・保護者が参加するプログラムを見学 ・実施したプログラムのふりかえり、解説 <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料 無料 ● 平成29年度受講時期 11月～2月 <p>※ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした全7回のグループ・プログラムです。実施者には、地域の保健師や保育士、福祉事業所の職員等を想定しているプログラムです。</p> <p>※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(14)	たんの吸引に係る研修
-------------	-------------------

目的	介護職員等が、特別養護老人ホーム等の施設の利用者や在宅の利用者に対してたんの吸引等を行うために、知識や技能を修得することを目的とした研修です。
関係する事業所	介護福祉士や介護職員等が従事する事業者
受講資格	介護福祉士、介護職員等（ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等）
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施。
研修の内容	<u>1、2号研修（不特定）</u> 基本研修（講義50時間＋シミュレーター演習）＋実地研修（1号は5行為全て、2号は1行為以上5行為未満。） <u>3号研修（特定）</u> 基本研修（講義8時間演習＋1時間）＋実地研修（特定の者に対する必要な行為のみ。）
登録担当及び連絡先	埼玉県（福祉部社会福祉課総務・社会福祉担当） 048-830-3221
登録研修機関	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/documents/kensyukikan280923.pdf

(15)	リハビリテーションテーマ別研修 「高次脳機能障害者の暮らしを支えるために」
-------------	--

目的	脳卒中や脳外傷による脳損傷後に出現する障害についての研修を行い、地域におけるリハビリテーション活動の推進に資する。
関係する事業所	障害者関係施設、介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、訪問看護ステーション
受講資格	市町村、市町村保健センター、障害者関係施設、介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、訪問看護ステーション、県福祉事務所、県保健所の職員、及び脳損傷による障害のある方の相談・支援に携わっている関係職員
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	研修修了者においては、障害に関する理解を深めてもらい、対象事業所での支援充実の推進者や支援に関係する機関への連携調整役などの役割を期待します。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数：2日間 ● 受講者数：100人 ● 開催時期：9月 ● 開催会場：埼玉県総合リハビリテーションセンター (上尾市) ● カリキュラム <ul style="list-style-type: none"> 1日目 <ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害の医学的基礎知識 高次脳機能障害への対応<心理的問題も含む> 神経心理学的理解と認知リハビリテーション 支援の実際と対応の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援について 2日目 <ul style="list-style-type: none"> 支援の実際と対応の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者の看護 ・病院でのリハビリテーション ・障害者支援施設での訓練と支援 ・高次脳機能障害者の就労支援 ・高次脳機能障害者の体育
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県総合リハビリテーションセンター(地域支援担当) 048-781-2222

(16)	難病患者等ホームヘルパー養成研修 (難病基礎課程Ⅰ・Ⅱ)
-------------	---

目的	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ります。
関係する事業所	訪問介護サービス事業所
受講資格	<p>県内に居住若しくは就労しており、各課程の受講資格を有する者。</p> <p>難病基礎課程Ⅰ：介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士（難病基礎課程Ⅱの受講資格を有する者も受講可）</p> <p>難病基礎課程Ⅱ：介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者及び介護福祉士</p>
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	訪問介護が必要な難病患者等の特性を理解し、医療スタッフとの連携を念頭に置いたホームヘルプサービスの展開ができる人材となること。
研修の内容	<p>県が実施する場合は、受講料無料（テキスト代は自己負担）。</p> <p>● 研修カリキュラム</p> <p>(1) 難病基礎課程Ⅰ（4時間）</p> <p>① 難病に関する行政施策（1時間）</p> <p>ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅰ（1時間）</p> <p>② 難病に関する基礎知識Ⅰ（3時間）</p> <p>ア 難病の基礎知識Ⅰ（2時間）</p> <p>イ 難病患者の心理及び家族の理解（1時間）</p> <p>(2) 難病基礎課程Ⅱ（6時間）</p> <p>① 難病に関する行政施策（1時間）</p> <p>ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ（1時間）</p> <p>② 難病に関する基礎知識Ⅱ（4時間）</p> <p>ア 難病の基礎知識Ⅱ（3時間）</p> <p>イ 難病患者の心理学的援助法（1時間）</p> <p>③ 難病に関する介護の実際（1時間）</p> <p>ア 難病に関する介護の事例検討等（1時間）</p>
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県（保健医療部疾病対策課指定難病対策担当）</p> <p>048-830-3491</p>

(17)	訪問相談員育成事業
-------------	------------------

目的	難病患者やその家族に対する、相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、地域包括支援センター等の従事者や訪問看護師等の育成を行います。
関係する事業所	地域包括支援センター 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 等
受講資格	県内で就労する者。 受講資格は研修企画による。
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	在宅療養中で支援が必要な難病患者やその家族に対して各種サービスの調整を行うこと、他機関・他職種との連携を図るための役割を担うこと。
研修の内容	研修企画による 受講料無料
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県（保健医療部疾病対策課指定難病対策担当） 048-830-3491

(18)	精神保健福祉関係機関向け研修
-------------	-----------------------

目的	県内の精神保健福祉業務に従事する職員の資質向上を図ります。
関係する事業所	相談支援事業所 等
受講資格	保健所職員 市町村職員 相談支援従事者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関業務に関する研修 保健所職員研修、市町村職員研修 ● 専門知識・技術を提供する研修 精神保健福祉基礎講座、精神保健福祉相談研修、ハイリスク者支援と支援者ケア研修、精神保健福祉コーディネーション研修 ● 課題・テーマに沿った研修 課題別研修（保健、福祉、その他）
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター（地域支援担当） 048-723-3333



このガイドブックは県HP

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/Kenko/shogaisha/shisetsu/kenshu/documents/jinnzaibukaigaidobultuku.pdf>

からダウンロードできます。